六　ファイアウォール
ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機又は同等の機能及び効果を有するソフトウェア
七　データ
戸籍副本データ管理システムにおいて送信され、記録され又は保存される情報
八　プログラム
電子計算機を機能させて戸籍副本データ管理システムを作動させるための命令を組み合せたもの
九　ファイル
磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラム
十　ドキュメント
戸籍副本データ管理システムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書
十一　重要機能室
電子計算機、受電設備、定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びにその室の空気調和をする空気調和機及びその付属設備を設置する室

第三　体制、規程等の整備

一　体制の整備

1　責任体制等の確立

イ　戸籍副本データ管理システムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性を維持することをいう。以下同じ。）を確保するため、戸籍副本データ管理システムの企画、開発及び運用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。

ロ　市町村長は、戸籍副本データ管理システムのセキュリティを確保するため、戸籍情報システム（戸籍法第百十八条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）のうち、戸籍副本データ管理システムに係る部分の企画、開発及び運用に関する責任体制を明確にすること。また、市区町村専用装置の防災及び防犯に関して、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。

2　セキュリティ対策に関する連絡調整

戸籍副本データ管理システムのセキュリティ対策に関し、市町村長と連絡調整を行う場の設置その他の適切な措置を講ずること。

3　緊急時連絡体制の整備

戸籍副本データ管理システムの運用に際し、異常な状態を早期に発見し、市町村長に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

二　規程の定め等

戸籍副本データ管理システムの運用に関する規程を定めるとともに、戸籍副本データ管理システムの設計書、操作手順書、緊急時における作業手順書等を作成すること。

三　人事、教育、研修等

1　要員管理

法務大臣及び市町村長は、戸籍副本データ管理システムの運用に必要な職員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。

2　教育及び研修

イ　戸籍副本データ管理システムを運用する職員に対して、戸籍副本データ管理システムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施するために、教育及び研修に関する計画を策定し、その実施体制を確立すること。

ロ　市町村長に対し、教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。

3　問合せ窓口の設置

戸籍副本データ管理システムの適切な運用を確保するため、操作等に関する問合せ窓口を設置すること。

四　戸籍副本データ管理システムの監査

1　監査の実施

戸籍副本データ管理システムの企画、開発及び運用の各段階におけるセキュリティ対策について監査を実施し、その結果に基づき戸籍副本データ管理システムの改善に努めること。

2　監査の体制の確立

市町村長は、法務大臣の実施する監査に必要な協力を行い、その結果に基づき戸籍副本データ管理システムの運用の改善に協力すること。

五　緊急時体制

1　作動停止時における事務処理体制

イ　戸籍副本データ管理システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により戸籍副本データ管理システムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、市町村長との連絡方法等について、市町村長と相互に密接な連携を図り、これらの事項を定めること。

ロ　イにおいて定めた行動計画、連絡方法等に基づき、適切な対応を図ることができるよう、市町村長と相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

2　データの漏えいのおそれがある場合の事務処理体制

イ　データの漏えいのおそれがある場合の行動計画（戸籍副本データ管理システムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）、市町村長との連絡方法等について、市町村長と相互に密接な連携を図り、これらの事項を定めること。

ロ　イにおいて定めた行動計画、連絡方法等に基づき、適切な対応を図ることができるよう、市町村長と相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

第四　戸籍副本データ管理システムの環境及び設備

一　建物及び重要機能室

1　建物及び重要機能室の保全等

イ　戸籍副本データ管理サーバを管理する建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）は、国内に設置すること。

ロ　重要機能室の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。

ハ　重要機能室への侵入を検知するための措置を講ずること。

ニ　電力及び電気通信回線の切断等を防止するための措置を講ずること。

ホ　重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接触の防止について、必要な措置を講ずること。

2　重要機能室の配置及び構造

イ　重要機能室の配置及び構造については、セキュリティ対策及び保守を容易に行うことができるよう配慮すること。

ロ　重要機能室は、その場所の表示を行わない等、できるだけ所在を明らかにしないようにすること。

ハ　重要機能室は、緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等し、連絡体制を整備すること。

ニ　重要機能室は、他の部屋と区別して専用の部屋とすること。

ホ　重要機能室において常時利用する出入口は、不特定多数の人が利用する場所を避け、限定すること等により、侵入の防止を容易に行うことができるよう配慮すること。

ヘ　電子計算機及び電気通信関係装置は厳重に固定し、磁気ディスク及びドキュメントは専用保管庫により施錠保管すること。